



Title	滋賀県長浜市方言における素材待遇形式の運用 : 語用論的運用とその要因
Author(s)	酒井, 雅史
Citation	阪大日本語研究. 2015, 27, p. 163-194
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/51515
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

滋賀県長浜市方言における素材待遇形式の運用 —語用論的運用とその要因—

The Use of Japanese Honorifics in the Nagahama City Dialect of Shiga Prefecture: As Seen in Conversation Data

酒井 雅史
SAKAI Masashi

キーワード：滋賀県長浜市方言、素材待遇形式、語用論的運用、自然談話

要旨

滋賀県長浜市方言では、(ヤ) ハル／(ヤ) アル／(ヤ) ンス／ヨルといった複数の素材待遇形式が使用されている。これらの素材待遇形式は、基本的には規範どおりに使用されるが、実際の会話では必ずしもその限りではない。本稿では、自然談話資料を用いて、長浜市方言における素材待遇形式の基本的運用規則とは異なる逸脱的な運用について考察を行なった。逸脱的な運用のうち、語用論的な運用と考えられるものについて、(A) 人物の関係をマークする際その関係性を文脈上区別する必要がある場合、(B) 話し手の特別な感情を表わす場合、(C) 話し手が特定の役割や立場に則って発話する場合に素材待遇形式が切り換えられるといった規則性があることを明らかにした。また、方言における素材待遇形式に関する記述は、話し手の規範に則った使用に関する記述に加えて、語用論的な運用についてどのような要因が働いているかを記述する必要があることを論じた。

1. はじめに

滋賀県長浜市方言（以下、長浜市方言）には、いくつかの先行研究により複数の素材待遇形式¹⁾が存在することが知られている。

- (1) Aが 行か {ハル／アル／ンス／レル} /行く ϕ /行きヨル。
- (2) Aが 見 {ヤハル／ヤアル／ヤンス／ラレル／ヨル} /見る ϕ 。

これらの素材待遇形式については、面接調査の結果から(ヤ) ハル>(ヤ) アル>(ヤ) ンス> ϕ >ヨルの順に待遇価が高く、(ラ) レルは日常的に使用されないことが酒井(2014a)で明らかにされている。そしてこれらの形式については、一般に、当該地域に共通した規範的な使用がある。

一方、筆者の収集した自然談話データでは、長浜市方言の素材待遇形式には、同じ人物が常に同じ素材待遇形式でマークされているわけではないという逸脱的な運用が観察された。しかも、異なる素材待遇形式で不規則にマークされているのではなく、そこにはいくつかの要因に

よって素材待遇形式が切り換えられているといった規則性（語用論的運用）がみられるものがあつた。このことは、実際の会話における素材待遇形式が、方言話者同士で共有されている規範に則って使用されていると同時に、特定の条件のもとでそこからの逸脱が許容されることを意味し、素材待遇形式がさまざまな語用論的効果を表現するものとして使用されていることを意味している。

本稿では、長浜市方言の素材待遇形式の運用について、自然談話資料データを用いて、実際の運用を整理したのち、逸脱的な運用について分析・考察を行なう。そして、規範からの逸脱が単なる逸脱ではなく、そこにはいくつかの要因があることについて述べる。また、方言における素材待遇形式の記述においては、規範的使用の記述とともに、そこからの逸脱にみられる規則性についても記述する必要があることを述べる。

以下、本稿の構成を述べる。2節では酒井（2014a）の記述をもとに、素材待遇形式の使用意識について確認し、3節で対象とするフィールドおよび調査の概要について述べる。4節で分析の手順について述べたのち、5節と6節では逸脱的な運用のうち使用意識には見られない規則性を、7節では固定的な表現による逸脱を、8節では語用論的な運用による逸脱についてそれぞれみたのち、9節で考察を行なう。最後の10節はまとめである。

2. 素材待遇形式運用の規範

長浜市方言の素材待遇形式の使用意識について扱った酒井（2014a）によると、長浜市方言では、現在、（ヤ）ハル／（ヤ）アル／（ヤ）ンス／ヨルの4つの有標形式が用いられている。これらの素材待遇形式のうちヨルは第三者待遇でのみ用いられ、ヨル以外の形式は対者待遇・第三者待遇ともに用いられる。それぞれの形式がマークする使用対象は以下表1のようになる。

表1は、長浜市生え抜きの高年層21名のインフォーマントに行なった面接調査の結果をまとめたものである。表では、調査結果から、素材待遇形式ごとに各待遇対象をマークしている割合を求め、20％以上のものを黒に、10～20％を灰色に、10％以下のものは塗りつぶさずに表示している。そしてこの結果から、これら素材待遇形式の使用対象は、以下のようにまとめられている。

- （Ⅰ）（ヤ）ハルは、対者待遇では〈上〉または〈疎〉であることをマークする際に用いられ、第三者待遇では対者待遇に比べて使用対象が広くなりウチソトに関わりなく〈上〉であることをマークするようになる。
- （Ⅱ）（ヤ）アルは、対者待遇・第三者待遇による使用対象の違いはほとんどなく、〈ソト〉の〈上〉をマークする形式である。

表1 長浜市方言の素材待遇形式の使用対象（意識調査、酒井2014a：103一部改変）

			ウチ		ソト	
			上	下	親	疎
対者待遇	(ヤ)ハル	上				
		対等				
		下				
(ヤ)アル		上				
		対等				
		下				
(ヤ)ンス		上				
		対等				
		下				
第三者待遇	(ヤ)ハル	上				
		対等				
		下				
(ヤ)アル		上				
		対等				
		下				
(ヤ)ンス		上				
		対等				
		下				
ヨル		上				
		対等				
		下				

〔凡例〕 ■：20%以上、▨：10～20%、塗りつぶしなし：0～10%

(Ⅲ) (ヤ)ンスは、対者待遇・第三者待遇による使用対象の違いはほとんどないが、第三者待遇では〈ソト〉の〈対等〉以下であることをマークする形式である。

(Ⅳ) ヨルは、第三者待遇でのみ用いられウチソトに関係なく〈対等〉以下であることをマークする形式である。(酒井2014a：107)

上記の酒井(2014a)のまとめでは言及がないが、(ヤ)ンスは、適用範囲に対者待遇・第三者待遇でほとんど違いはない。しかし、適用範囲は同じであっても対者待遇では〈ウチ・上〉に対して主に使用されるのに対して、第三者待遇では〈親・下〉に対して主に使用されるという違いがある。ただし、素材待遇形式の使用について細かくみている酒井(2014a)では、当該方言話者内にも性差・地域差・個人差があることについても述べている。5節で触れるが、本稿で扱う自然談話データにみられた実際の運用でも、個人差などの違いはある程度みられるものの、基本的には上記(Ⅰ)～(Ⅳ)の使用意識と合致していた。本稿では、表1にまとめられた使用意識を各素材待遇形式が持つ適用範囲の規範として論を進める。

ただし、運用実態を調べてみると、一方では話者の意識と同じ運用法(以下、「基本的運用規則」とする)が観察されるものの、また一方には、そのような基本的な運用規則から逸脱した、それぞれの形式や文脈と関係する個別的な運用実態も観察される(以下、「逸脱した運用」とする)。結論を先取りして現在までに得られたその全体像を示せば、次のようになる。

(A) 基本的運用規則

- ・意識調査、実態調査に共通〔上記(Ⅰ)～(Ⅳ)および、5節〕

(B) 基本的運用規則と異なる運用法(逸脱した運用)

(B-1) 逸脱した運用①：身内への使用〔6節〕

(B-2) 逸脱した運用②：固定的な表現による逸脱〔7節〕

(B-3) 逸脱した運用③：関係性による語用論的使用〔8節〕

以下、本稿では、実態調査について、3節で調査の概要、4節で分析の手順を述べたあと、5

節で基本的運用規則についてみる。そして、6節で逸脱した運用①を、7節で逸脱した運用②を、8節で逸脱した運用③をみたのち、9節でとくに逸脱した運用③に焦点を当てつつ、この枠に沿って、順次、説明を加えていくことにする。

3. 調査の概要

3.1. 調査地

調査地の長浜市は、滋賀県の北東部に位置する。2010年1月1日に旧長浜市、東浅井郡虎姫町、東浅井郡湖北町、伊香郡高月町、伊香郡木之本町、伊香郡余呉町、伊香郡西浅井町の1市6町が合併し、面積539.48km²、人口124,498人、世帯数40,713世帯の現在の長浜市となった。

滋賀県方言は一般に近畿方言に区画される。奥村（1961）によれば、滋賀県は福井県若狭地方と三重県伊賀伊勢地方を含めた東近畿方言に区画され、長浜市方言は木之本・長浜市を中心とする湖北方言域に区画される。

長浜市の属する湖北方言は滋賀県方言の中でもっとも特異な方言とされている。その大きな特徴として、滋賀県の他の地域と比べ京都方言的な特徴が薄く、アクセント・音韻などに北陸方言・中部方言との共通点がみられることが挙げられる。また、音声面では、連母音の発音や ([ai] → [ae] : [akae] (赤い)、[oi] → [oe] : [firoe] (白い))、無声子音に後続する [u] が無声化する傾向があることが特徴として挙げられる。文法面に関しては他の関西方言と同様であるとされているが、その中で素材待遇形式においては、先にみたようにほかの関西方言で使用される形式（(ヤ) ハル／ヨル）とともにそれ以外の複数の形式が使用される。

今回の調査で調査対象としたインフォーマントは現長浜市内生え抜きの人たちであるが、それぞれの生育地の特性に違いがある。すなわち、JR長浜駅から徒歩圏内の長浜の中心地で、商業をおもな生業としている地域と、中心部の周辺に位置し、農業をおもな生業としている地域に大きく分けられる。本稿ではこれらを「中心部」・「農村部」とし、インフォーマントIDではA（農村部）・C（中心部）として示す。長浜市の位置および、農村部・中心部の具体的な位置は図1・図2に示したとおりである。

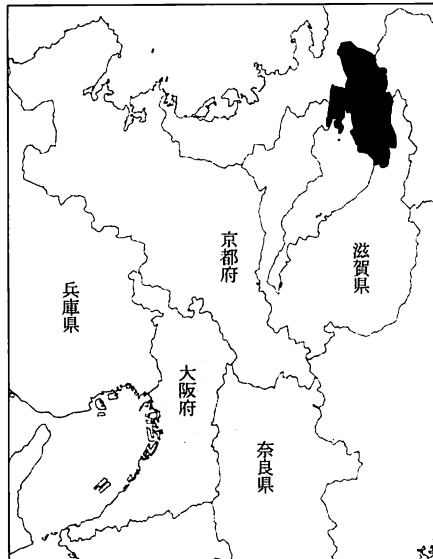


図1 滋賀県長浜市の位置

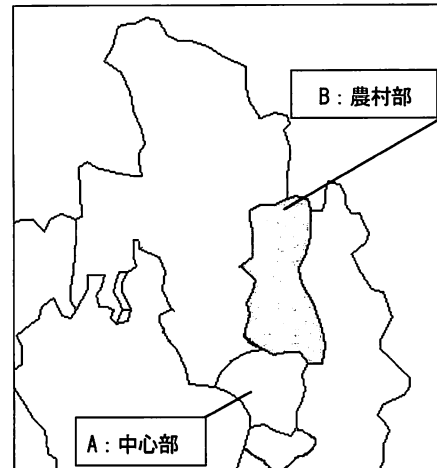


図2 話者の生育地

3.2. 談話情報

調査は、2011年9月および10月、2013年2月・3月に談話調査を行なった。談話は、それぞれ約30分から1時間30分程度収録し、文字化を行なった。すべて同じ町内または近くに住む親しい者同士によるくだけた場面での会話である。インフォーマントおよび談話に関する詳細は、以下表2のとおりである。DAN1からDAN3の談話は、3名による会話となっているが、インフォーマントが2名での収録に難色を示したためであり、調査上の目的・意図はない。なお、談話収録に際して、話題に詰まったときのためにこちらで用意した話題表を渡しておいたが、話題については特に指定していない。

4. 分析の手順

分析にあたっては、まず、談話に現れた素材待遇形式を拾い上げ、それぞれの素材待遇形式でマークされる対象を対者・第三者に分けた。素材待遇形式は、2節で挙げた有標形式に加えて、無標形式の ϕ も拾い上げる対象に含めている。

第三者待遇では、特定の人物をマークしているものは年齢の上下、同じ地域か否か、身内か否かによってまとめている。これら以外については、特定の対象を指していないものは〈不定〉、歴史上の人物や神仏など虚構の存在を指しているものは〈虚構〉、一般論として述べられているものは〈一般〉、「昔の人」などのように特定のカテゴリーに属する人物として言及されている

表2 談話情報

談話ID	文字化時間	談話参加者	居住歴	関係	収録年月日
DAN1	0:57:06	A53F16	0-:高畑町	友人	2011.9.12
		A48F15	0-21:長浜市高畑町、 22-27:愛知県名古屋市、 28-:長浜市高畑町		
		A48F14	0-22:旧びわ町 23-:高畑町		
DAN2	1:03:43	A42M10 A30M02 A34F05	0-:国友町 0-:国友町 0-:国友町	友人	2011.10.08
DAN3	1:15:29	C42M07 C48F12 C38F06	0-:三ツ矢元町 0-:三ツ矢元町 0-:元浜町	C48F12の夫 C42M07の妻 C42M07、 C48F12の友人	2011.10.14
DAN4	0:32:01	A40F09 A45F12	0-:野村町 0-:木尾町	友人	2013.2.22
DAN5	0:45:53	A26M01 A39M07	0-:大依町 0-:佐野町	友人	2013.2.6
DAN6	1:00:20	A42M10 A71M11	0-:国友町 0-:国友町	友人	2013.2.6
DAN7	1:13:46	C51F15	0-22:南郷町、 23-:北船町	友人	2013.2.18
		C54F16	0-:北船町		
DAN8	0:59:14	A54F16	0-21:北野町、 22-:上野町	友人	2013.2.13
		A46F13	0-:大依町		
DAN9	1:02:49	A38M06	0-:高畑町	友人	2013.2.19
		A40M08	0-18:北ノ郷町、 19-40:彦根市犬上郡、 41-:北ノ郷町		
DAN10	0:28:46	C24M01 C42M08	0-25:加田町、 26-:栄船町 0-7:田根、 8-:高田町(平方町)	友人	2013.3.5
DAN11	1:03:45	C50F13 C50F14	0-25:大宮町、 26-:朝日町(箕浦町) 0-9:醒ヶ井、 10-:朝日町	友人	2013.3.5

[談話参加者ID] A・C:出身地域、53など:生年、M・F:性別、01など:地域内における生年順の通し番号

ものを〈範疇一般〉、人間以外の有生物は〈動物〉、世間一般のことを指している〈世間〉、公的団体や職業名のみで言及されている場合を〈団体〉、地域全体のことを指しているものは〈地域〉、職業名等で言及されているが特定の個人を指しているものは〈個人〉、実在する人物でも特定の個人名で言及されていない個人を〈範疇個人〉として集計を行なった。これら待遇対象

のラベルは、辻（2009）を参考に行なったが、一部名称を改めている。すなわち、辻（2009）における〈ウチ〉〈ソト〉は心理的距離に関するものであるため、話し手の地域内の対象であるか、地域外の対象であるかによって〈地域内〉〈地域外〉に変更し、〈一般論〉は広く世間一般のことを指している場合を〈一般〉、一般論ではあるが地域的・社会的に話し手と関わりのある範囲内におけるものを〈世間〉に分けた。これらは、〈ウチ〉〈ソト〉は心理的なものであり、社会的な属性による使い分けをみるのに適さないため変更し、また、待遇対象（情報源）がテレビや新聞等で広く一般に言われていることと話し手が属するコミュニティ（必ずしも話し手が住む地域とは限らない）による違いがある可能性を考えて二分した。本稿で用いた分類は、7節以降で述べるような情報面や対人配慮によって素材待遇形式を切り換えるといった語用論的な運用をみるうえで有効であると考えている。それぞれの具体例を、(3) から (11) にあげる²⁾。

(3) 〈不定〉

493A42M02：あー 誰かが どつきよったんかな（笑） 【DAN2】

(4) 〈虚構〉

332A42M02：神さんが 通らあったとか なんとか 言うんやろか 【DAN2】

(5) 〈一般〉

985C51F15：ほや ほや、あれを 見下ろしたら あかん（と一般に）
言わあるもんな一。 【DAN7】

(6) 〈範疇一般〉

368C50F13：今の子が いろんなこと やってやんすのも ほんな
変わらへんねで 【DAN11】

(7) 〈世間〉

1413A53F17：白い なんか 粉が 浮くみたいとか（周りの人たちが）
言わあるもんね 【DAN1】

(8) 〈団体〉

994C48F12：結構 お店に よってはね 高く しはるのも あるんやで
【DAN3】

(9) 〈地域〉

566A30M02：（同じ地域の）みんなな一 あのー ほれは あのー
テイラーを 買わある 時分まで（農耕用の牛を）飼うてたわ。
【DAN2】

(10) 〈個人〉

366A53F17：講習をな 受けた 時にな あのー 保健師さんが
言わあるように

【DAN1】

(11) 〈範疇個人〉

214A40F09：ほしてからー あのー で、嫁さんは（地域の団体に）

「入らん」って ゆわんす子（地域の男性）あるし、 【DAN4】

つぎに、同じ待遇対象に対して異なる素材待遇形式が使用されているとき、どのような文脈で用いられているかについて、その要因に関する分析を行なった。

5. 素材待遇形式の基本的運用規則

本節では、談話資料にみられた素材待遇形式の運用についてその全体を概観する。以下、談話資料に現れた素材待遇形式の集計結果について、表3では対者待遇・第三者待遇ごとの使用数をまとめたものを示し、表4では待遇対象のカテゴリーごとに集計したものを示す。なお、調査者への発話および引用発話は分析対象に含めていないため本節以降で使用率を求める際にも除外しているが、表3および表4では談話にみられた素材待遇形式をすべてあげてある。

表3 対者待遇・第三者待遇ごとの素材待遇形式の使用数

素材待遇形式	対者待遇	第三者待遇	計
(ヤ) ハル	15	254	269
(ヤ) アル	63	1351	1414
(ヤ) ンス	2	439	441
ヨル	0	148	148
(ラ) レル	3	4	7
小計	83	2196	2196
φ	65	597	597
計	148	2793	2793

表4 談話に現れた素材待遇形式

	第三者待遇																		対者待遇			計	
素材待遇形式	不定	虚構	一般	範疇一般	動物	世間	団体	範疇個人	個人	地域	地域内			地域外			身内			下	同		上
											下	同	上	下	同	上	下	同	上				
(ヤ)ハル	1		2	11	1	19	55	10	37	17	9	7	25	7	12	14	2		25	5		10	269
(ヤ)アル	21	22	7	107		45	143	62	246	100	41	65	197	63	16	62	16	14	124	15	6	42	1414
(ヤ)ンス	6			27		1	5	9	19	11	44	163	37	15	2	12	45	2	41		1	1	441
ヨル	4	5		2	23	2	16	4	19	6	7	15	8	1	1	3	17	2	13				148
(ラ)レル				1							3									1		2	7
φ	8	13	34	48	15	20	58	11	59	63	13	33	37	23	4	23	51	3	81	13	26	26	662
計	40	40	43	196	39	87	277	96	380	197	117	283	304	109	35	114	131	21	284	34	33	81	2941

これらの表からは次のようなことが分かる。

(い) 第三者待遇に比べて対者待遇での有標形式の使用は少ない（第三者 78.6 %³⁾：対者 56.1 %⁴⁾）。

(ろ) 対者待遇で使用される素材待遇形式は、φが65例（43.9 %）と最も多く⁵⁾、(ヤ)アル63例（42.6 %）、(ヤ)ハル15例（10.1 %）、(ラ)レル3例（2 %）、(ヤ)ンス2例（1.4 %）の順に使用がみられた。筆者の行なった使用意識に関する調査では、(ラ)レルは使用意識の面では日常的に用いる形式ではなく、今回の結果でも合計7例と他の形式に比べてその使用はほとんどみられなかった。よって、本稿では(ラ)レルは分析の対象から除く。なお、(ラ)レルの7例中4例は、調査者である筆者への発話（12）や筆者との会話の中で使われていた（13）。

(12) 1817A48F15：なんか もう 帰られるん。 【DAN1】

(13) 450C38F06：（調査者に話題を説明する場面で）だから そう どうして その

陶芸が あの ねえ 今 個展を 見に 行って こられて

すごい 感動して おられるので あれが どうやって 作って

いるんかと 思われるので あのー

【DAN3】

(は) 有標形式の中では、(ヤ)アルがもっとも多く用いられている（48.1 %）。表4をみると、(ヤ)ハルが5例、(ヤ)アルが15例それぞれ対者待遇で〈下〉に対して使用されているが、使用割合としては、酒井（2014a）でまとめられている使用意識と一致していると考え。使用意識と異なる使用が〈下〉に対してみられる(ヤ)ハル／(ヤ)アルとは逆に、(ヤ)ンスが対者待遇の〈上〉に対して1例使用されているが、これについては7.1節で触れる。

(に) 一方、第三者待遇では、〈地域内〉〈地域外〉〈身内〉以外にも〈不定〉から〈地域〉まで、有標の素材待遇形式でマークされている。ヨルは第三者待遇でのみ使用され

ているが、この点については、酒井（2014a）の結果と同じ使用が自然談話のデータでも確認できたと言える。ヨル以外の素材待遇形式が、待遇性を失いその場にいる第三者であることをマークする「第三者マーカ―」としての機能を持っているかについては判断できないが、(い) で述べたように素材待遇形式が第三者待遇で多く使用されるということは指摘できると思われる（第三者78.6%：対者56.1%）。

- (ほ) 第三者待遇での使用数をみてみると、(ヤ) アルが1、351例（61.5%）、(ヤ) ススが439例（20%）、(ヤ) ハルが254例（11.6%）、ヨルが148例（6.7%）となっている。自然談話では、会話の内容が同じではないため会話に出てくる人物が同じではなく、このことがそれぞれの使用数の違いをもたらしているということも考えられる。しかし、酒井（2014a）で明らかにされているように、(ヤ) スス／(ヤ) ハル／ヨルの使用には地域差・性差があることから、長浜市方言でもっとも頻繁に使用される素材待遇形式は(ヤ) アルであると考えられる。談話ごとの使用数を示した表5からも、いずれの談話でも(ヤ) アルの使用がもっとも多い傾向にあることがわかる。つまり、会話の内容に違いがあるとしても、素材待遇形式の使用には共通性がみられ、7節以降でみていく運用についても長浜市方言の素材待遇形式の運用規則として一般化することは可能であると考えられる。

表5 談話ごとの素材待遇形式の使用数

素材待遇 形式	DAN1		DAN2		DAN3		DAN4		DAN5		DAN6		DAN7		DAN8		DAN9		DAN10		DAN11		計
	第三者	対者	第三者	対者	第三者	対者	第三者	対者	第三者	対者	第三者	対者	第三者	対者	第三者	対者	第三者	対者	第三者	対者	第三者	対者	
(ヤ)ハル	25	1	1	0	89	14	2	0	2	0	1	0	114	0	0	0	2	0	2	0	16	0	269
(ヤ)アル	121	1	125	7	117	17	108	6	97	0	86	1	163	6	195	4	158	13	32	6	149	2	1414
(ヤ)ンス	3	1	16	0	3	0	25	0	18	0	41	0	40	0	96	1	6	0	2	0	189	0	441
ヨル	0	0	31	0	1	0	0	0	44	0	48	0	0	0	1	0	15	0	3	0	5	0	148
(ラ)レル	0	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	7
φ	42	20	26	0	90	14	42	1	92	3	75	3	45	6	43	6	66	8	35	1	41	3	662
計	191	24	199	7	303	45	177	7	253	3	251	4	362	12	335	11	248	21	74	9	400	5	2941

各素材待遇形式がマークする使用対象について、使用意識との比較ができる〈地域内〉〈地域外〉〈身内〉に対する使用を表1と同様の形でまとめなおすと、表6のようになる。なお、表では表4に合わせて「対等」を「同」に、「ウチ」を「身内」に、「ソト」を「地域」に、「親」を「内」に、「疎」を「外」にそれぞれ見出しを変えてある⁶⁾。また、比較しやすいように下段に表1の第三者待遇の部分に合わせて示している。

表6 〈地域内〉〈地域外〉〈身内〉に対する使用数（上：自然談話、下：意識調査）

				身内			地域		
				上	同	下	内	外	外
第三者 待遇	(ヤ)ハル	上	25	25	14				
		同	7	12					
		下	2	9	7				
(ヤ)アル	上	124	197	62					
	同	14	65	16					
	下	16	41	63					
(ヤ)ンス	上	41	37	12					
	同	2	163	2					
	下	45	44	15					
ヨル	上	13	8	3					
	同	2	15	1					
	下	17	7	1					

				身内			地域		
				上	同	下	内	外	外
第三者 待遇	(ヤ)ハル	上							
		同							
		下							
(ヤ)アル	上								
	同								
	下								
(ヤ)ンス	上								
	同								
	下								
ヨル	上								
	同								
	下								

〔凡例〕 ■：20%以上、□：10～20%、塗りつぶしなし：0～10%

以下に述べる（b）のような例外的な使用がみられるものの、表6の自然談話調査と意識調査の結果から、次の基本的運用規則が導かれる。

基本的運用規則：それぞれの素材待遇形式は、（ヤ）ハル・（ヤ）アルが主として〈上〉をマークするときに、（ヤ）ンス・ヨルが〈同〉以下をマークするときに主に使用され、規範的使用が大勢を占めている。

しかし、表6からは基本的運用規則のほかに、以下のことが指摘できる。

- （a） いずれの素材待遇形式の使用も、基本的運用規則と同じとは限らない。使用数に違いはあるものの、使用意識ではマークされない対象に対しても使用されており、実際の使用においては基本的運用規則どおりの運用がなされるわけではない。
- （b） 具体的には、（ヤ）ハルは〈身内・下〉に2例、〈地域内・下〉に9例、〈地域外・下〉に7例の使用意識とは異なる運用がみられる。同様に、（ヤ）アルは、〈身内〉に154例、〈地域内・同〉に65例、〈地域内・下〉に41例、〈地域外・下〉に63例、（ヤ）ンスは〈身内・同〉に2例、〈身内・下〉に45例、〈地域内・上〉に37例、〈地域外・上〉に12例、ヨルは〈身内・上〉に13例、〈地域内・上〉に8例、〈地域外・上〉に3例、それぞれ基本的運用規則とは異なる使用がみられる。

これら（a）（b）は、上記の基本的運用規則から外れるものである。次節以降でこれらの運用について具体的にみていく。

6. 逸脱した運用①「身内への使用」

本節では逸脱した運用のうち、身内への使用についてみていく。

使用意識とまったく異なるのは、（ヤ）アルの〈身内〉に対する使用である。しかし、〈身内・上〉が124例、〈身内・同〉が14例、〈身内・下〉が16例となっており、（ヤ）アルが〈上〉の

人物をマークするときに使用されるという点では、〈地域内〉〈地域外〉に対する使用と同様である。この結果は、使用意識における規範としては、〈身内〉に対する使用は回答が得られないものの、実際の会話では一定数使用されており、使用意識とは異なる規則性が実態において観察されたものであると考える⁷⁾。すなわち、実際の会話では、使用意識と異なり、素材待遇形式は規則的に身内へも使用されるということである。

(ヤ) アルと同じく (ヤ) スもまた〈身内〉に対する使用がみられ、規範意識と大きく異なる結果となっている。〈身内・同〉に2例、〈身内・下〉に45例用いられており、〈地域内〉〈地域外〉の〈同〉以下の人物に用いられるのと同様である。(ヤ) スもまた意識と実態のずれがあると言える。このことは、使用意識の上では〈身内・上〉に対する使用が規範的であると把握されていることに加えて、(ヤ) スが酒井(2014b)で指摘されている次のような特徴を持つためではないかと考えられる。すなわち、素材待遇形式のうち、(ヤ) スのみ丁寧語のマスを受接することが出来ず、命令形を持つという形態・統語的特徴を持っており、(ヤ) スが丁寧語の機能を担っている可能性が考えられることが述べられている。(ヤ) スが丁寧語の機能を持つかどうかは考察の余地が残されているが、酒井(2014b)で指摘されている形態・統語的特徴(特に命令形を有すること)と、第三者待遇で〈身内・下〉に対して多く使用されているなどの運用がみられることを合わせると、(ヤ) スは他の素材待遇形式に比べてより聞き手志向性の強いものとして使用されている可能性がある。今回の談話資料で検討できるだけの用例が揃わなかったため、面接調査を並行して行なうなどの確認が必要となるが、対人関係マーカ―としてではなく以上のような機能を持っている可能性があるため、規範とは異なり、〈身内〉の〈同〉以下に対しても使用されているのではないかと考えている。

〈身内〉への使用は、以上のように考えられるが、これらのほかにも文脈上その使用にはその他の要因が考えられる使用もみられた。この点については、次節で触れるが、これらの使用を除くと(ヤ) アルも(ヤ) スも、規範に則った使用をしていると考えられる。

以上、本節では、基本的運用規則から外れる運用のうち、使用意識とは異なる規則性がみられる逸脱した運用①についてみた。表6でみた調査の結果の相違には、意識と実態のずれ、および、個々の発話における語用論的な使用の2つがある。次節以降では、語用論的な使用について分析を行ない、そこにどのような規則性があるのかについて述べる。

7. 素材待遇形式の逸脱した運用②「固定的な表現による逸脱」

本節では、談話資料に現れた逸脱した運用②にあたる素材待遇形式の使用についてみていく。5節表6でみた結果では、使用意識と異なる素材待遇形式の使用数は454例であった。これ

らのうち、使用意識とは異なる規則性のほかにみられる規則的な逸脱と考えられるものは全部で162例みられた。使用意識と異なる素材待遇形式の使用は、全体の約20%にあたり、そのうち逸脱した運用②③は、36%を占める割合となっている。これら逸脱した運用②③は、使用意識とは適用範囲が異なるといった実態における規則性とは別の固定的な表現によるもの、または文脈上談話的な効果を狙って使用されていると判断される運用である。

以下、本節では、規範から逸脱した素材待遇形式の使用のうち、逸脱した運用②の固定的な表現によると考えられるものについて整理する。

本節で取り上げる固定的な表現と考えられるものとは、具体的には次の環境に素材待遇形式が現れるものを指す。()内は、固定的な表現と考えられる用例数を示している。

(i) 補助動詞「～てくれる」に素材待遇形式が後接するとき (22例)

(ii) 補助動詞「～ておく」に素材待遇形式が後接するとき (6例)

(iii) 補助動詞「～てしまう」に素材待遇形式が後接するとき (10例)

以下、7.1節で補助動詞「～てくれる」に後接するときについて、7.2節で補助動詞「～ておく」に後接するときについて、7.3節で「～てしまう」に後接するときについてそれぞれ述べる。なお、本節でみる固定的な表現による逸脱は、本節末でも触れるが、これらの表現が描写する事態とのかかわりがあるとも考えられるものである。

7.1. 補助動詞「～てくれる」に後接するとき

収集した談話データ内で補助動詞「～てくれる」に有標の素材待遇形式が後接している例は161例観察された。後接していた素材待遇形式は、(ヤ)ハル25例、(ヤ)アル108例、(ヤ)ンス19例、ヨル9例となっており、(ヤ)アルが半数以上後接していた。「～てくれる」に後接している場合でも、それぞれの素材待遇表現形式は規範に則った運用がされている。「～てくれる」とともに規範どおりに素材待遇形式が使用されていたものは、たとえば、以下の(14)のようなものであった。

(14) 1462A46F13: ほやけど かす(嫁す)とき やっぱ 着物を お おかあさん
作って くれやんすしよー <身内・上>【DAN8】

(14)は話し手の母親のことを(ヤ)ンスでマークしており、使用意識と一致する。

しかし、以下(15)(16)のように規範とは異なる対象に対しても素材待遇形式が使用されている例がみられた。

(15) 1043A48F14: もう なん なんなん 《息を吸って》 なぁ お父さんは
この##で して くれやる さかい ええって
言うものの(後略) <身内>【DAN1】

(16) 609C48F12: ほんで お嫁さんも て あのー

交代して くれはったんですか <地域外・下> 【DAN3】

(15) は話し手の父親のことを(ヤ)アルでマークしている。他の発話や規範的使用としては使用されない〈身内〉に対する使用である。(16) も、〈地域外・下〉に対して使用されており、同様である。談話データでは、ほぼすべての「～てくれる」に素材待遇形式が後接していたが、恩恵を表す表現が用いられるとき、素材待遇形式がともに用いられる傾向にあることが指摘できる。(ヤ)ンスが対者待遇で〈上〉に対して使用されている例があったが、(17) のように恩恵表現に後接するものであった。

(17) 641A54F16: 責任者 みたいに 言うて 言うて くれやんすんやけど

対者待遇の〈上〉 【DAN8】

なお、「～てくれる」にφが後接した例は、談話データ中に 21 例現れたが、すべてが(18)(19) のような引用発話におけるものであった。

(18) 636A39M07: もー あ 明日から 大事に して くれ、言‘ゆ’ってあった。

{笑い} 【DAN5】

(19) 754C48F12: (前略) ちょっと お父さんと 喋ってても 一人 やはるやろ

お母さん やはれんから あのー わしの あのー 聞こえるよう

に もっと おっきい 声で 喋って くれって

言わはったもん。 【DAN3】

7.2. 補助動詞「～ておく」に後接するとき

つぎに「～ておく」の場合についてみる。「～ておく」には、すべて素材待遇形式が後接していた⁸⁾。後接していた素材待遇形式は、(ヤ)ハル1例、(ヤ)アル47例、(ヤ)ンス8例、ヨル9例と全部で57例である。「～ておく」に後接する素材待遇形式も(ヤ)アルがもっとも多い。

(20) 166C48F12: (娘が) 服 とかね ほんで まー まー やっぱ

置いとがあるでな 着物 なんかも <身内> 【DAN3】

(21) 618C54F16: (地域の目上の人が葬式の準備を) ちゃんと あのー

しとかあんた (しておく+ (ヤ)ンスの過去形)⁹⁾ さかいと

思うんやけど <地域内・上> 【DAN7】

(22) 499C48F12: なんか 録音 しとかあるん

<地域外・下> 【DAN3】

(20) では〈身内〉を(ヤ)アルで、(21) は〈地域内・上〉の人物を(ヤ)ンスでそれぞれマークしており、(22) は〈地域外・下〉に対して(ヤ)アルが使用されている。「～ておく」も「～てくれる」と同様に、規範どおりに素材待遇形式が使用されている例もみられる。

むが後接している発話は、64例みられたが、発話の引用や、何かの手順を説明しているときなどの中止節にみられた。

(23) 1352C54F16: ほして あのー 冷凍しといたら どうもないって
 言うてあんたわ。 【DAN7】

(24) 811A38M06: ○○○○(地域名) みたいに 下げるのは 下げといて どうか
 に 預かつといて (預かつといて) 夜は 集まってきて で
 組 やったら んな 神主さん きてもらえへんし↑ 【DAN9】

7.3.「～てしまう」に後接するとき

さいごに「～てしまう」に後接する場合をあげる。「～しまう」の場合もその多くに素材待遇形式が後接していた。後接していた素材待遇形式は、(ヤ)アル25例、(ヤ)ンス6例、ヨル11例と全体で42例であった。「～てしまう」も「～くれる」「～ておく」と同じく(ヤ)アルが後接する割合がもっとも高い。

(25) 1967C50F14: (学生時代の先輩が) 変わって まあて みんな
 怒ってやるらしい <地域内・上> 【DAN11】

(26) 273A54F16: あそこ(地域内)の もう 孫さん
大きなって まあたんか もう <地域内・下> 【DAN8】

(27) 995A38M06: (共通の知人が) ええとこ(勤務先)が 次
 見つかって 行って やめて まあった <地域外・下> 【DAN9】

(25)は<地域内・上>に対して(ヤ)アルを使用しており、規範に則った使用と考えられる。一方、(26)は<地域内・下>を(27)は<地域外・下>をそれぞれマークしており、ともに規範からは外れるものである。

なお、「～てしまう」の場合にもむが後接しているのは引用発話か待遇対象にはなりにくいと考えられる無生物主語であった。

(28) 727A42M02: ほんだら ほんなもなら わい お前 ほんまに
燃やしてまうんかい ###さん燃やしてくれっちゅて
 言わあったんかいって言ったら (後略) 【DAN2】

(29) 1694A46F13: (家の前の道が) 砕けてまう ちゅう 苦情が来て こっち
 出やあったやろ 【DAN8】

(30) 649A26M01: ほいてー、 こんだけ お日さん 当たらあったら、 地熱が
 ぐっと 上がってまうで 【DAN5】

以上、本節では、素材待遇形式の逸脱した運用のうち、固定的な表現によると考えられるも

のについてみた。まとめると以下ようになる。

- (d) 長浜市方言では、「～てくれる」「～ておく」「～てしまう」に素材待遇形式が後接する割合が高く、(ヤ)アルがもっとも多く用いられている。これらの表現に素材待遇形式が後接する場合、規範から外れることがあるが、それは特定の表現と素材待遇形式が結びつきやすいという慣習的な使用によるものと考えられる。

なお、これらの表現とともに素材待遇形式が用いられやすいのは、その表現が描写する事態とのかかわりがあるとも考えられる。すなわち、恩恵という対人配慮に関わる要因が働いているものや(「～てくれる」)、何か良くないことを含意することが多い表現(「～てしまう」)とともに用いられることがあり、これらは個々の文脈の中で待遇以外の効果も同時にもたらしめていると考えられるが、なぜ(ヤ)アルがいずれの表現とも、もっとも結びつきやすいのか、どのような効果があるのかについての答えは、現時点では導けていない。この点については、追加調査の必要があるが、長浜市方言において複数の形式が保たれていることの要因ともかかわっていると考えられる。

8. 逸脱した運用③「関係性による語用論的使用」

本節では、逸脱した運用③の関係性による語用論的使用についてみていく。具体的には、以下のような語用論的運用規則がみられた。()内はそれぞれの用例数である。なお、本稿における「関係性」とは、年齢の上下や親疎、性別など、人間関係のことを指し、以下これによる使用を「関係性による使用」という。そして、話し手の感情など、社会的な関係以外の要因で用いられていると考えられるものを「関係性以外による使用」と呼ぶ。

語用論的運用規則①：関係性による語用論的な運用

語用論的運用規則①a：素材待遇形式によってマークされる人物が複数になった場合には、より待遇価が高い形式が使用される。(16例)

語用論的運用規則①b：同じ話題の中でより上位の人物が現れた場合、他の発話でマークされていた素材待遇形式とは異なる形式でマークされる。(5例)

語用論的運用規則②：関係性以外による語用論的な運用

語用論的運用規則②a：発話者の感情がより強く現れていると思われるとき、同一発話内・同じ人物であっても通常とは異なる素材待遇形式でマークされる。(59例)

語用論的運用規則②b：話し手が店員や恩恵を受ける側など特定の役割や立場に則って発

話するとき、通常とは異なる素材待遇形式でマークされる。

(36例)

語用論的運用規則②c：聞き手にアドバイスをするなど話し手が話題の情報面について優位に立つことになる時、通常とは異なる素材待遇形式でマークされる。(8例)

以下、8.1節で関係性による語用論的な運用について、8.2節で関係性以外による語用論的な運用についてみていく。

8.1. 関係性による語用論的な運用

8.1.1. 待遇される人物が複数になる場合

まず、語用論的運用規則①aの例を(31)(32)に示す¹⁰⁾。

(31) 747C42M07：ほんで お前も きつかったさかい 言い返したん ぼんぼん

748C48F12：ほんなこと ないで (笑)

749C38F06：(笑)

750C48F12：ほんなこと よっぽどに なると (笑) この人は (C42M07)

何にも 言うて くれやれんし 喋らあれん ((ヤ)アルの否定形)

さかいに おじいさんと もう なんか ゆうたら 絶対

喋らあれんねん 二人が 話さんかったな

751C42M07：忘れて もた もう ほんな 昔のこと

【DAN3】

(32) 140C48F12：この間 なんか ねえ

141SMM：あー はい。えーっと

142C48F12：あそこ ホテルの とこで

143C38F06：あー そうですか

144C48F12：私が 勤めてる 隣の ホテル

145C38F06：あっ ○○○○○

146C48F12：うん ○○○○○ あそこのね 喫茶で

(C42M07と調査者が) おうて はんねん

【DAN3】

(31)に示したようにC48F12は夫であるC42M07のことを(ヤ)アルでマークしているが、(32)で調査者とC42M07がこれまでに何度か会っていることをC38F06に話すときは(ヤ)ハルを用いている。次の例も同様の理由により、規範から逸脱した運用が行なわれていると考えられるものである。

(33) 813A26M01：ほっで一、(徴兵で)ひとりの 子は 鯖江へ

行かあんた ((ヤ)ンスの過去形) んや。

814A39M07: んー

815A26M01: でー、ふたーりは 敦賀へ 行かあんたんや。

816A39M07: んー

817A26M01: あー 可哀そうに、あの一 3人 行かある、3人共
おんなし ところへ ###ええのに、ひとりの 子は
鯖江やし、可哀そうにと わしゃー 思ってたんやで。

【DAN5】

(34) 679A34F05: ちょうど サダミさん なく

680A42M02: ほら ほうやろ。

681A34F05: うん。 亡くならあった ときに な あの一 あそこの 子と
うちの ○○○ (A34F05の娘) と 一緒やって 同級生で

682A42M02: あー

683A34F05: ほんで あそこの あれや 葬式に 先生と(娘が)

行かあって ちょうど 40年くらいか。

【DAN2】

8.1.2. より上位者が現れた場合

つぎに、語用論的運用規則①bの例を(36)(38)に示す。

(35) 777A48F15: [A48F15の夫が海外赴任の際に] はじめ (味噌汁の)

わかめやら ###やら 持って 行きはったけど (中略)

30袋とか ほういうの も こ 持って 行かはるんや

【DAN1】

(36) 1367A48F15: ばあちゃんがな うちに この 背中に なん なんやら

かいてて ようけ できたとかっ ゆって 言うて はってん

あー ほうかとか 思ってたら この頃 おとうさん

(A48F15の夫) がやっぱ ぼろぼろぼろ こうな

できたりとかな んで まあ

かいとかある (かいておく+ (ヤ) アル)¹¹⁾ あー 私らも

ほんな 年に なってきた (笑)

【DAN1】

(35) に示したように A48F15は、夫を(ヤ)ハルでマークしているが、(36) では、同一発話内で夫よりも上位の人物と考えられる祖母が(ヤ)ハルでマークされ、(35) では(ヤ)ハルでマークされていた夫は、(ヤ)ハルではなく(ヤ)アルでマークされている。より上位者のも

のと一緒に言及し区別する必要がある場合に、このような規範から外れる語用論的な運用が行なわれるものと考えられる。以下の(38)も同じく、話題内で一緒に言及されている人物と話し手の距離を区別するため規範から逸脱する運用が行なわれていると考えられる。

(37) 1200A42M10 あーの ○○○○さんどこは一、(葬式のことを)

知らしとかんと あーの あこまいちゅう ことで—

1201A42M11 んー

1202A42M10 えー ま ○○○さんが 言うもんやで—ちゅ ことで、

1203A42M11 ん

1204A42M10 ん 電話くれやんしたけど、 で ○○○さんがー 迎えに

来て くれやんしたもんやで まー 行ったん。 【DAN6】

(38) 1293A42M11 : あの一 なんや あの一 あ おばやんが

1294A42M10 : きょう ###

1295A42M11 : 息子と 買いもん 来て やあったんや。

1296A42M10 : おー

1297A42M11 : 息子が 連れて 来て

1298A42M10 : うん

1299A42M11 : あの ### おばやんを 連れて、

1300A42M10 : うん うん うん

1301A42M11 : あの一 買いもん 来て やんしたんや。 【DAN6】

(37) では〈地域外・下〉の人物が葬式のあることを知らせてくれたことを語っている場面(ヤ)ンスを使用しているが、同じ人物が息子と買い物に来ていたことを語っている(38)では息子を(ヤ)ンスで言及し、同じ人物は(ヤ)アルで言及されている。

ここまでの例でみた素材待遇形式の運用は、会話の中で常に固定的な距離をマークするだけでなく、話題の中の話し手・聞き手・参加者の関係に関する情報を必要なものとして聞き手に伝えることにもなっていると考えられる。

なお、長浜市方言においても共通語をはじめ他の方言と同様に話し手の動作に有標形式が用いられることはなく、語用論的運用規則①aの動作主が複数になるときでも、そこに話し手が含まれる場合は無標形式のφになるという運用であった。

以上のように、自然談話資料からは、話題に登場する人物間の複雑な関係により、素材待遇形式が語用論的に用いられることが観察される。さらに、次節でみるようにこのような語用論的な素材待遇形式の運用には、人物間の社会的な関係性だけではないものがみられた。

8.2. 関係性以外による語用論的な運用

8.1節では関係性による語用論的な運用についてみた。本節では、上記のほかに観察された関係性以外による語用論的な運用についてみていく。

8.2.1. 発話者の感情が現れるとき

まず、語用論的運用規則②aの例は、以下(39)(40)のようなものである。

(39) 593A30M02: ほんな いかいもんをな ○○で 動くかっていう 心配があるんやって こう (販売所の人) 言わあったんやわ 【DAN2】

(40) 589A30M02: いやあなあ あかん こんな 相手にも なってくれよらん ような ところ あかんさかい もう わしは
○○○へ 行って なに 行くわ ○○○○ 行ってくるわ
ちゅうて 言うて 出ようと したら まあまあ まあ
待ちねな ほして あのー 相手に ならん わけやでは
ないねやけども あんた どこやなちゅ (販売所の人) 言わあって 【DAN2】

(39) および(40)は、A30M02が新しい耕耘機を販売所へ購入に行ったときのことに関する発話である。販売所の人(39)のようにアルでマークされているが、(40)の販売所の人A30M02を相手にしないことについて言及しているところのみヨルでマークされている。このような要因によって、素材待遇形式の語用論的な運用が行なわれるのは、ヨルにもっとも多くみられた。

(41) 1519A26M01: もー わしらー 年寄りらは んなに 暑い 日には もー
でけへん。 せーへんけどねー。

1520A39M07: {笑い}

1521A26M01: んー かまいよらへん あいつらは。 【DAN5】

(42) 196A42M11: 普通の 法事やったら {笑い} 5万円

197A42M10: うん

198A42M11: あのー 包んで うん もらわんと あかんねん ちゅうて、

199A42M10: うん うん うん

200A42M11: え 言いよってん。

201A42M10: うーん うーん

202A42M11: あんなー ○○○ー ○○ちゃんが、 ああいうー

203A42M10: うん

204A42M11: ん ちょっと あれも きついやっちゃーで。

205A42M10: あーあーあー

206A42M11: ほんな 馬鹿な ごど ないやろーんど、お布施やろうがー

言うて

【DAN6】

(43) 1220A38M06: ほんで あと みんな よう ここへ きて こんな話を

○○○○○○が しょんでちゅうて

【DAN9】

(41) は、A26M01 の周りの家がソーラーパネルをつけたため電気代がかからないことをいいことに贅沢をしてエアコンをつけていることを述べる時、(42) は、A42M11 が法事に行くことになったときに地域の上位者が包むお金の金額を指定されたことに関する話の中で、(43) は、地域の歴史について言われていることを A38M06 も参加している地域の有志が集まる勉強会で招いた講師が否定したことを述べる発話でヨルが使用されている例である。

また、恩恵表現の「～てくれる」と素材待遇形式が用いられる傾向にあることを7.1節で述べた。これも特定の表現と素材待遇形式が結びつきやすいのは、恩恵表現だけではなく素材待遇形式と共起して、話し手の感謝という心情がより表されるためであると考えられる。(44) は、A46F13 の息子の嫁が嫁いできたときに、お金を当てにするなどと言ったときに嫁が「その方がいい」といったことについて述べている発話である。「～てくれる」だけでなく素材待遇形式を使用することによって、嫁いだ家に財産がないことを構わないといったことに対する感謝が強く示され、2244の発話では(ヤ)ンスでマークされていたものが、2248では(ヤ)アルが使用されている。

(44) 2244A46F13: {笑い} うち ほんでなー お嫁 お嫁さんが

来やんた (来る+ (ヤ) スの過去形)

結婚さあんた (結婚する+ (ヤ) スの過去形)¹²⁾ とき

嫁さんにな ちは こうやって してー あの 向こうから

出てきて なんか かなして 家屋敷を と 工場は ある

残ったけど お金は ないでって

2245A54F16: うん

2246A46F13: 言うて もった

2247A54F16: {笑い}

2248A46F13: ほたら ほの方が いいですって 言うて くれやったで {笑い}

【DAN8】

以上の語用論的運用規則②aのような運用は、素材待遇形式が関係性をマークするためだけに用いられるのではなく、苛立ちやマイナス評価、恩恵など、話し手の感情や事態に対する心

情を表すために切り換えてもいいということが共有されていることを示していると思われる。

同種の指摘は、西尾（2005）や中井（2002）にある。西尾（2005）では大阪方言のヨルには「感情性待遇」としての使用があること、中井（2002）では、近畿中央部では「話し手の評価・感情が待遇表現形式を決定する場合に優先される」ことが述べられている。西尾（2005）では、ヨルの表現性について、ヨルは下向きの関係性および感情性を持っているが、下向きの関係性を表すためにはヨルは義務的でなく、関係性を表すか感情性を表すかは話し手の事態把握によって変わることが指摘されている。また、ヨルが感情性などの表現性を持つのは、スタイルが低いためであると述べられている。

長浜市方言のヨルにも大阪方言のヨルと同様の運用がみられるが、話者の感情が現れているところでは（ヤ）アルも使用されており、必ずしもヨルだけに認められるものではない。つまり、長浜市方言の素材待遇形式が話者の感情を表すといっても、素材待遇形式が感情を表すときに使用される理由を大阪方言のヨルのようにスタイルの低さに求めることはできない。長浜市方言の素材待遇形式は大阪方言のヨルに比べて、年齢の上下や親疎などの人間関係を表示する関係性マーカーとしての性格を強く持っており、単純に比較することはできない。しかし、素材待遇形式が皮肉などを表わすことにも使用されることを合わせて考えると、素材待遇形式が元来持つ待遇性からの逸脱が許容され、使用が慣習化することによって、感情を表すために素材待遇形式を使用するという運用が行なわれるようになったのではないかと現在のところ考えている¹³⁾。

8.2.2. 特定の立場に則って発話するとき

つぎに、語用論的運用規則②bに関する発話についてみていく。以下(45)は、C38F06が母親の看病をしていたときのことについての会話であるが、このときC48F12はC38F06に（ヤ）アルを用いている。

(45) 649C42M07: ほら 世話した もんと せん もんとでは ほら

650C38F06: ほんで まあ 評判な

651C48F12: うーん。 そら そんだけ しゃあったら もうね

652C38F06: うーん。

653C48F12: よう 病気ってゆうか 悪く ならあれなんだね 【DAN3】

一方、C38F06 が親戚の結婚式に着物を着ていったときに周りから指摘されたことについての会話の中では、呉服店に勤めているC48F12は、C38F06にハルを用いる。

(46) 991C38F06: えー たし ほうなんか ほうゆうと ちょっと

薄っぺらいなどは 思ったんやけど

992C48F12: やっぱ 帯の 方が 着物よりは あの ええのを さある ふ
 どちら ゆうと うん 高く なるって 言わはるけど
 そんなこと ばっかりでも ないし ほの 着物に おうたの
しはったら ええけど

993C38F06: で えっ ええ これ ほんな 安くなかったのにと
 おも

【DAN3】

なお、C48F12 は、(46) でみたように着物の話題のときには頻繁に(ヤ)ハルを用いており、C38F06 や話題に出てきた友人をウチ扱いするときには(ヤ)アルを、呉服店に勤めている立場から話をするときにはC38F06 に対しても(ヤ)ハルを使用するといった切り換えが何度も行なわれていた。このように店員と客などの立場で会話がされる場合は、語用論的運用規則②cの情報面で優位に立つ場合とも考えられるが、ここでの素材待遇形式の切り換えは、話し手が、聞き手に対して話題が変わっていることを伝えつつ、情報の伝達者と受容者というそれまでの関係性とは異なる関係にあることを伝えていると思われる。

8.2.3. 情報面で優位に立つことになるとき

さいごに、語用論的運用規則②cの発話例を(47)(48)に示す。

(47) 70A48F15: どこや 忘れたんだけど(笑) 忘れて もたけど。まあ
 ほんでも 私が あのー 行ったん 長浜城 特別展
行ってない?

71A53F16: いやー 行っていないよ ほれ 結局。

72A48F15: あー 行ってない。 ほこで 私が 一番
 良かったなあっ 思うのは

【DAN1】

今回収録した談話は同じ地域内の仲のいい友人同士による会話のため、(47)のように素材待遇形式は使用されていないが、(48)のように情報面において話し手が優位に立つ場合に素材待遇形式が使用される運用が行なわれていた。

(48) 295A48F14: うん。○○○会は ○○○会でも 違うんやで。

296A48F15: ふーん 仕事 行ってからか。

297A53F16: 仕事 行ってからやん。

298A48F14: な ほうやな うん。 ○○○の ○○

299A48F15: ○○?

300A48F14: うん。 ちゃう ○○○会いうと その この あれかって
わんすやろ(思う+(ヤ)ンス)¹⁴⁾

301A48F15：あー あー あー。

302A53F16：あー あー あー。

303A48F14：あっちは ○○○会

304A53F16：全然 字が 違う。 【DAN1】

つぎの(49)では、C42M07が陶芸展に行ったことを話している場面で、C38F06はC42M07に(ヤ)アルを使用している。しかし、C38F06がC42M07に絵画のことや陶芸のことについて尋ねられ、説明している(50)(51)の発話では(ヤ)ハルが使用されている。

(49) 331C42M07：ほんで あんま 見に いかれんやろ

○○○○(展示会場)って ほんなもん まあ

332C38F06：コーヒー 飲まんならんし

333C42M07：なんや

334C38F06：コーヒー券 もらわあったんやろ

335C42M07：もろた もろた。 【DAN3】

(50) 436C38F06：それは 棒状で ないです。 あ あの 良く テレビで

見はったら わかるけど 電動で 足 踏んでて びゃあーと

こう こうしたりして やって はるでしょ あれの 方が

ほら きれいに できます。(後略) 【DAN3】

(51) 467C38F06：絵の ことは だから 今 言うた みたいに 隅から 隅まで

しっかり 描くのは あのー 違うと 思うんですよ ほんで

あの 死んだ人みたいに おもてはりましたでしょ 【DAN3】

これらの例では、情報面で優位に立っているため、通常の社会的な関係とは異なる関係が生まれる。つまり、特定の話題では話し手が上位の立場に立つことになるのだが、聞き手とそのような関係になることを解消しようとする話し手の心理が働いているのではないかと考えられる。なお、丁寧語使用については今回の分析では扱っていないが、素材待遇形式だけではなく丁寧語が使用されている点で聞き手に対する配慮が働いていると考えられる。C38F06は、先述の(45)(46)でみた会話につづく部分でも(52)のように丁寧語を使用していた。

(52) 1044C38F06：あんなもん 染めること 出来ないんですか 【DAN3】

以上は、対者待遇での用例であるが、(53)のように第三者待遇でもこのような運用は観察される。

(53) 2438C54F16：ほいと ほれ(さつまいもを薄切りにしたもの)をー

ホットプレートの 上へ 乗せてー

2439C51F15：うん

2440C54F16: ほって 焦げ目 つけはるん、

2441C51F15: あーん

2442C54F16: うん、ほれー あの一

2443C51F15: ほれ また 香ばしいわなー

2444C54F16: うーん、ほっ あっ

2445C51F15: 焼くと、

2446C54F16: こういう 食べ方も あるんやなーと 思た。

(中略)

2462C54F16: ほんで ほれは (丸餅に) お醤油 付けたりしてー、

2463C51F15: んー

2464C54F16: あの一 あの 食べて やあった。 ほんで 【DAN7】

(53) は、C54F16 が地域で行なっている料理教室で作った料理の話をしている場面である。通常は 2464 のように (ヤ) アルが用いられているが、教室で作った料理のポイントとなる 2440 の発話では (ヤ) ハルが使用されている。つまり話し手は、(ヤ) アルから (ヤ) ハルに切り換えることによって注目すべき情報をマークすることで、聞き手と共有すべき／したいと話し手が考えている情報を目立たせて、共通基盤を形成しようとしていると考えられる。

なお、先に対者待遇場面では「話し手が上位の立場に立つことを解消しようとする」ことが素材待遇形式を切り換える動機となることを述べた。このことは、同時に「情報を目立たせる」ことにもなると思われる。つまり、話し手が聞き手よりも優位になることを避けて素材待遇形式を使うことは、結果として述べている内容 (聞き手にとっては未知の情報) を目立たせることにもなると考えられる。これらは、10 節で述べるように、聞き手に近づこうとするポジティブ・ポライトネスにあたる動機づけにより使用されると考えられる。

以上、本節では関係性以外による語用論的な運用についてみた。

9. 語用論的な運用の要因

8 節では、自然談話資料にみられた素材待遇形式の語用論的な運用について分析を行ない、そこには語用論的運用規則①および、語用論的運用規則②のような規則性があることについて述べた。8 節でみた語用論的な運用にみられる規則性をあらためて確認しておく。

語用論的運用規則①: 関係性による語用論的な運用

語用論的運用規則①a: 素材待遇形式によってマークされる人物が複数になった場合には、より待遇価が高い形式が使用される。 (16例)

語用論的運用規則①b：同じ話題の中でより上位の人物が現れた場合、他の発話でマークされていた素材待遇形式とは異なる形式でマークされる。(5例)

語用論的運用規則②：関係性以外による語用論的な運用

語用論的運用規則②a：発話者の感情がより強く現れていると思われるとき、同一発話内・同じ人物であっても通常とは異なる素材待遇形式でマークされる。(59例)

語用論的運用規則②b：話し手が店員や恩恵を受ける側など特定の役割や立場に則って発話するとき、通常とは異なる素材待遇形式でマークされる。(36例)

語用論的運用規則②c：聞き手にアドバイスをするなど話し手が話題の情報面について優位に立つことになるとき、通常とは異なる素材待遇形式でマークされる。(8例)

これらの規則性はさらに、次のようにまとめなおすことができる。

- (A) 人物の関係をマークする際、その関係性を文脈上区別する必要がある場合
(語用論的運用規則①)
- (B) 話し手の特別な感情を表わす場合
(語用論的運用規則②a)
- (C) 話し手が特定の役割や立場に則って発話する場合
(語用論的運用規則②b・c)

長浜市方言の素材待遇形式の運用には、これらの場合に規範とは異なる使用がみられる。実際の素材待遇形式の使用には、たとえば、篠原(2005)でも指摘されているように、話し手の使用意識と使用実態は必ずしも一致しないことが知られている。使用実態にみられる素材待遇形式の使用は、その理由が説明できないものもあるが、これらの規則性がみられることは、逸脱的な使用がすべて規則性の無いものではないということが指摘できよう。

ところで、日本語の敬語について論じた井出(2006)では、日本語の敬語が「相手や場面に応じて自動的にセット」されていること、すなわち、社会的なわきまえによって使用されることが指摘されている(井出2006:72)。誰に対してどの形式を使用するかが固定的なものとして述べられているが、実際の会話においては必ずしも固定的ではなく、語用論的な運用がなされている。対人関係に関わる言語項目の使用が固定的であれば、トマス(1998)でも述べられているように社会言語学的な観点からの記述が重要となる。

しかし、固定的ではなくそこに幅があるとき、たとえば滝浦(2008)で述べられているように、語用論的な観点で分析する必要がある。

- (V) [現代韓国語の敬語使用] システムにおいて、話題の人物の待遇は話し手と聞き手に対する構えを反映した表現ということになるが、大きなゆれ幅を含む言語形式の選

扱が社会言語学的に決定されているわけではない。それは聞き手との関係をどう認識するかという話し手の“見なし”にかかわる語用論的問題と見なければならない。

(滝浦2008: 25)

本稿では、実際に語用論的な運用が行なわれることによってどのような効果があるのかについての深い考察は行なえていないが、(A) から (C) の場合に素材待遇形式を切り換えることによって、話し手が何をしているのかについて述べておく。

個々の用例において、素材待遇形式の切り換えが意味していることについては前節で触れた。その内容を、(A) から (C) の場合に照らしてまとめていく。

(A) 関係性を区別する必要がある場合に素材待遇形式を切り換えることは、まず、当該地域での規範を話し手が身につけていることを同時に表わしていると考えられる。つまり、本稿でみたようにより上位者が現れた場合、規範に則って素材待遇形式を切り換えることは、当該地域で共有されている素材待遇形式の待遇価の違いを認識・把握していることを相手に伝えることになる。よって、基本的運用規則どおりに使用できることを示すことは、その社会における構成員の一員であることを示すことになる。

くわえて、会話の参与者間の関係を、コミュニケーション上必要な情報として聞き手に伝えることになる。コミュニケーション上必要な情報とは、たとえば、話し手にとってAは上位者であるが、Aと話し手にとって上位者であるBとともに言及するとき、AよりもBの方が上位者であることを伝えるなど、話し手と複数の第三者との関係についての情報などを指す。このことは、規範どおりに一律に同じ素材待遇形式を使用しているとはできないことである。会話の中で必要な情報を伝えることは、円滑なコミュニケーションを行なううえで必要不可欠なことであり、それを素材待遇形式を切り換えることによって行なっていると考えられる。

つぎに、(B) 特別な感情を表す場合に切り換えることは、話し手と聞き手の関係が共有されている規範から外れる使用をしてもいい関係であると話し手が考えていることも伝えているのではないと思われる。このような運用は、話し手の苛立ちやマイナス評価などを表わすために素材待遇形式を使用してもいい、切り換えてもいいということを共有していなければ不適切なものとなる。そのため、なにかしらの感情を表すために素材待遇形式を用いることは、そのような運用をしてもいいということを共有している間柄であるということを聞き手に伝えることになるのである。

さいごに、(C) 特定の立場や役割に則って発話する場合は、話し手が聞き手に会話の展開上必要な情報を伝えていると考えられる。すなわち、8.2節の(50)(51)の例でみたような場合に素材待遇形式を切り換えることは、話し手が「自分の知っていること／あなたの求める情報について今から話しますよ」ということになる。また、(53)の例では、「この話題・話の中で

注目するところはここですよ」ということを伝えるために素材待遇形式を切り換えていると考えられる。

以上のように、(A) から (C) の場合に素材待遇形式を切り換えることは、聞き手に対してさまざまなことを伝えているとも考えられる。それは、話し手と聞き手がどのような間柄であるかを伝えることにもなり、また、展開や注目すべき情報など自身の発話に関するメタ的な情報を伝えることにもなる。

日常会話は刻々と話題や登場人物が変わるものであり、話し手と聞き手、登場人物の関係は固定的なものではなくなることがある。そして、実際の運用においては、本稿でみたように、社会の構成員によって共有されている規範どおりの運用だけではなく、語用論的な側面が観察される。このような語用論的な運用を単なる逸脱や例外として処理するのではなく、そこに働く要因を探ることが必要であると思われる。つまり、方言における素材待遇形式の記述においては、規範的使用をおさえたうえで、さらに語用論的な運用についての有無、ある場合はどのような条件・要因が働いているかを記述することが重要であると考えられる。そして、語用論的な運用がコミュニケーションの中で何をしているのかについて分析・記述することは、当該コミュニティにおいてどのような配慮をどのような手段で行なっているのかを記述することになる。これらを記述することによって、特定の社会における言語運用のあり方の一端を知ることができるとともに、どのようなポライトネスが存在するのかについて把握することになり、他方言・他言語との対照も可能になると筆者は考えている¹⁵⁾。

本稿で言うところの規範的使用をおさえるとは、井出 (2006) のわきまえがどのようになっているかを記述することにあたり、また、Usami (2002) で提唱されているディスコース・ポライトネス理論における「デフォルト状態」を把握するという作業に近い。わきまえやデフォルト状態からどのような動きがあり、それは何に動機づけられているのか、その要因を探ることが、方言体系内での素材待遇形式を正確に捉えていくうえで欠かせない手続きとなる。そして、語用論的な運用が行なわれるときに働く要因を記述することは、素材待遇形式の運用だけの問題ではなく、対人関係に関わるさまざまな配慮が、何を基準に行なわれているのかを把握することにつながるものであると考える。

10. まとめ

本稿では、滋賀県長浜市の自然談話データの分析から、通常とは異なる素材待遇形式が使用されるといった逸脱的な運用を中心に分析を行なうことで、以下の規則性があることを明らかにした。

- (A) 人物の関係をマークする際、その関係性を文脈上区別する必要がある場合
- (B) 話し手の特別な感情を表わす場合
- (C) 話し手が特定の役割や立場に則って発話する場合

また、方言における規範的使用について把握するだけでなく、逸脱的な運用の規則性を明らかにすることが、素材待遇形式に関する記述には必要であることを述べた。

本稿では、コミュニケーション上必要な情報や会話の展開上必要な情報を聞き手に伝えるために素材待遇形式が使用されるということについて指摘した。このような運用規則による素材待遇形式の使用は、例えば Brown & Levinson (1987) の提唱したポライトネス理論におけるポジティブ・ポライトネス・ストラテジーにあたると思われる。本稿で指摘したことは中でも Strategy 1「相手（の関心・欲求・必要・所有物）に気づき・注意を向ける」や Strategy 7「共通基盤を仮定・喚起・主張する」に相当すると思われる。相手のフェイスを立てるためにこれらの行動をとることはときにリスクとなるが、本来ネガティブ・ポライトネス・ストラテジーにあたる素材待遇形式によってそのリスクを回避しつつ会話を行なっている。素材待遇形式の使用によるこのような運用は、たとえばほかに、長浜市方言では日常的に使用されていないが、共通語形式と方言形式の切り換えによっても表せると考えている（Strategy 4「内輪である標しを使う」）¹⁶⁾。今後、さらに分析を進めていくうえでこれらの点についても考察を深めていきたい。

実際の素材待遇形式の運用は、基本的運用規則からはずれることなく素材待遇形式が固定的に使用されているだけでなく、本稿でみたように語用論的な側面がある。そして、そのような流動性のある運用はそのときそのときの文脈によってさまざまな効果を生み出すものとなると考えられる。日本語方言の素材待遇形式に関する研究には多くの蓄積があるものの、実際の会話において人々がどのように素材待遇形式を使用しているのかについては明らかとなっていない。対人関係に関わるさまざまな要因の中から、何が要因として働くのか、どの要因が重視されるのか、そしてそれらの要因によって素材待遇形式を運用することは何を意味し伝えるのかは、各地域社会や文化によって異なる。これまでの素材待遇形式に関する記述は地理的分布やかつての城下町かどうかなどといった個々の地域性に目を向けたものが多いものの、この点についてはあまり扱ってこなかったように思われる。今後、長浜市方言の調査・分析を進めるとともに、他方言における運用を明らかにしていきたい。

注

- 1) 長浜市方言の素材待遇形式には、上向き待遇を表す(ヤ)ハル／(ヤ)アルと、同等以下を表す形式の(ヤ)ンス、下向き待遇を表すヨルおよび無標形式であるφがある。本稿では、これらすべてを分析の対象としているため、上向き待遇を連想させる敬語とは言わず、待遇対象に対する何らかの待遇を表す形式という意味で、「素材待遇形式」と呼ぶ。
- 2) 以下、会話例では固有名詞を「○」で示し、聞き取り不明な箇所は推測される拍数分だけ「#」をつけ、上昇調は「？」で示す。また、文脈上補う必要がある情報は()内に筆者が補った。なお、SMMは調査者を示す。
- 3) 使用率は、対者待遇・第三者待遇それぞれにおける全体の中での有標形式の割合を示している。
- 4) 今回収録した談話は、親しい者同士の会話であるが、56.1%も有標形式が使用されていることは注目されることである。たとえば、待遇を表すものとして使用されているのか、本稿で述べるような語用論的效果を持つものとして使用されているのかなどが問題となるであろうが、親しい者同士でない会話との比較も必要となってくると思われる。詳細な検討については今後の課題としたい。
- 5) 無標形式のφについては、待遇価が(ヤ)ンスよりも低くヨルよりも高いこと以外の詳細については考察が及んでいない。すべての使用対象に対して使用されていたが、他の発話で有標形式が使用されている人物がφでマークされるのは、ナラティブ内に多く用いられる傾向がみられた。詳細な分析および考察は、稿を改めて論じたい。

(α) 961A42M11: (聞き手の父親が)「まー ひどえー天気やったわいや」ちゅって

言わあった。

【DAN6】

(β) 925A42M11: (大雪の日に聞き手の父親に世話になった話の中で) んもー ○○○○○ (地名)

にー オートバイ (聞き手の父親が) 預けといて トバ# # #まで 雪ん中を

ま 歩いてー もー ざ 酒だけ 持って

【DAN6】

- 6) 「ウチ」「ソト」「親」「疎」の表す対象は、本稿の〈身内〉〈地域内〉〈地域外〉とおおむね同じである。「ウチ」「ソト」「親」「疎」の表す対象の詳細については、酒井(2014a)を参照いただきたい。
- 7) 使用意識と実際の使用にずれがあることについては、本稿と同様に、姫路市方言のテヤについて自然談話をういて分析を行なった篠原(2005)でも指摘されており、長浜市方言に限ったことではない。
- 8) 「～ておく」については、命令形「～ておけ」のときには素材待遇形式が後接した例はみられなかったが、5節で述べたとおり発話の引用であるため分析対象には含めていない。
- 9) 「しとかあんた」は、「しておく」にンスが後接したもの。//si-te#ok-aNs-ita//
- 10) なお、本稿では詳しく扱うことはできないが、本節でみる語用論的運用規則①aは規範意識に関する面接調査の結果ではその限りではなく、規範として共有されているものではないと考える。
- 11) 「かいとかある」は「掻いておく」にアルが後接したもの//kak-ite#ok-a-ar-u//であるが、長浜市方言ではテオクに素材待遇形式が後接する際は、7.2節で述べたように(ヤ)アルが現れる傾向にある。しかし、他の素材待遇形式も後接可能であり完全なチャンクとなっているわけではなく、談話中では対象によってハル／ンス／ヨル(例: si-te#ok-aNs-u)が後接している例もみられたため、待遇性は他の環境に現れた場合と同じと判断した。この待遇性に関する判断は、検討する必要があるかもしれないが、関係性による動きがあったとしても、(ヤ)ハルから(ヤ)アルより待遇価の低い(ヤ)ンスに切り換えられるわけではないという点で待遇性は保証されており、特定の表現と結びつきやすいとはいえ素材待遇形式が持つ待遇性は残っていると現在のところ考えている。7節でも述べたが、なぜ固定的な表現として特定の素材待遇形式と共起しや

- すいのかについては今後の課題としたい。
- 12) 「来やった」は「来る」に「結婚さあんだ」は「結婚する」にそれぞれ(ヤ)ンスが後接したもの//ki-jaNs-ita//、//sa-aNs-ita//。
- 13) 西尾(2005)では、「待遇性」の中に「感情・評価性」を含め」て考察が行なわれている。南(1987)などでまとめられているように、確かに行動論的に素材待遇形式の使用に関わる要因を整理したとき、この観点は考慮に入れるべきであるが、それらの要因が、素材待遇形式が意味論的に持つ関係性マーカーとしての使用と、特定の状況下で出てくる語用論的な意味にどのように関わっているかについては慎重に議論すべきことであると考えている。この点に関してはまだ考察が及んでいないため今後の課題としたい。
- 14) 「わんす」は、「思う」にンスが後接したもの//omow-aNs-u//。
- 15) たとえば、西尾(2005)では、大阪府を中心とした関西方言のヨルには関係性による使用だけではなく、話し手のマイナスの感情を表すことが明らかにされている。さらに、ヨルのスタイルの低さから「情意性」が生じ、その「情意性」が生じるがゆえに話し手の「驚き」を表すときにも使用されることが指摘されている。本稿で扱ったデータにおいても「驚き」を表していると思われるものがいくつかみられたが、ヨルに限ったことではないため、同じかどうかについては検討の必要があるが、本稿で行なった記述を進めることによってより統一的に説明ができるようになるのではないかと考える。
- 16) また、本稿で行なった分析は、素材待遇形式を会話の中で様々な機能を果たすものとして使用しているという観点からの考察にもつなげられると考えられる。たとえば、Jakobson(1960)によることばの機能の分類の中では、交話的機能にあたるものとして素材待遇形式が使用されていることが示唆されるのではないかとと思われる。

参考文献

- 井出祥子(2006)『わきまえの語用論』大修館書店。
- 奥村三雄(1961)「方言の実態と共通語化の問題点—京都・滋賀・福井」東条操監修 遠藤嘉基他編『方言学講座3』pp. 111-150、東京堂出版。
- 筧大城(1962)「滋賀県方言」榎垣実編『近畿方言の総合的研究』pp. 25-83、三省堂。
- (1982)「滋賀県の方言」飯豊毅一他編『講座方言学7—近畿地方の方言—』pp. 25-83、国書刊行会。
- 酒井雅史(2014a)「滋賀県長浜市方言における待遇表現形式の使い分け—面接調査による使い分けの意識から—」『阪大日本語研究』26、pp. 87-112、大阪大学大学院文学研究科。
- (2014b)「滋賀県長浜市方言の自然談話資料からみる素材待遇形式の統合」『地域言語』22、pp. 17-31、地域言語研究会。
- 篠原玲子(2005)「尊敬語運用の意識と実態—姫路市方言のテ敬語使用者を事例として—」『第80回 日本方言研究会研究発表会発表原稿集』pp. 49-56、日本方言研究会。
- 滝浦真人(2008)「ポライトネスから見た敬語、敬語から見たポライトネス—その語用論的相対性をめぐって—」『社会言語科学』11-1、pp. 23-38、社会言語科学会。
- 辻加代子(2009)『「ハル」敬語考—京都語の社会言語史—』ひつじ書房。
- 中井精一(2002)「西日本言語域における畿内型待遇表現の特質」『社会言語科学』5-1、pp. 42-55、社会言語科学会。
- 西尾純二(2005)「大阪府を中心とした関西若年層における卑語形式「ヨル」の表現性—関係性待遇と感情性待遇の観点から—」『社会言語科学』7-2、pp. 50-65、社会言語科学会。

南不二男（1987）『敬語』岩波新書.

Brown, P. and Levinson, Stephen C. (1987) *Politeness: Some Universals in language Usage*. Cambridge University Press.

Jakobson, R. (1960) Closing statement: linguistics and poetics. In Sebeok, T. ed. *Style in Language*. Cambridge, MA: MIT.

Thomas, Jenny (1995) *Meaning in interaction: An introduction to pragmatics*. London: Longman. 浅羽亮一監修（1998）『語用論入門—話し手と聞き手の相互交渉が生み出す意味—』研究社.

Usami, Mayumi (2002) *Discourse politeness in Japanese conversation: Some implications for a universal theory of politeness*. Tokyo: HituziSyobo.

（博士後期課程学生）

（2014年8月21日受付）

（2014年10月7日修正版受付）

（2014年10月23日掲載決定）